

群馬県適正化通信 NO. 85(平成27年9月号)

走行中は運転席・助手席のカーテンを全開で！

最近、巡回指導先に向かう道路や、群馬運輸支局が実施する街頭検査の立会時等において、助手席のカーテンを閉めたまま、或いは運転席や助手席のカーテンを半分閉めた状態で運転をしているドライバーを目にします。会員事業者の中には、実際に警察の取締まりを受けたドライバーもあり、今後は更に、取り締まりが強化されると思われます。

カーテンが視野を妨げ、左折時に歩行者等を巻き込むなど、重大事故につながるおそれがあります。管理者の方は、事故防止の観点からも、常に車両の状態をチェックする等、ドライバーに対し、指導教育等を繰り返し実施し、事故防止の徹底をお願いします。

● 道路交通法第55条第2項（乗車又は積載の方法）

車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

- ・反則金 6,000円（普通車）、7,000円（大型車・中型車）
- ・違反点数 1点
- ・罰則 5万円以下の罰金
法人等両罰 5万円以下の罰金

追伸：フェリー乗船の拘束2時間が、休息期間になりました。

改善基準告示では、フェリーに乗船する場合の特例として、乗船中の2時間は拘束時間として取り扱い、それ以外は休息期間となっていました。平成27年9月1日からは、原則として全て休息期間として扱われるようになりました。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821